

## 神奈川県告示第 471 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 30 年 11 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 起業者の名称

横浜市

### 2 事業の種類

市道桂町第 97 号線及び市道桂町第 541 号線道路整備事業（上郷公田線道路整備事業）（横浜市栄区桂台西二丁目地内から同市栄区公田町地内まで）

### 3 手続が開始される土地

#### (1) 収用の手続が開始される土地

横浜市栄区桂台西二丁目並びに公田町字茶別当、字荒井沢、字平台、字椎郷及び字平島地内

#### (2) 使用の手続が開始される土地

横浜市栄区公田町字平台地内

### 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市栄区役所総務部区政推進課